

令和4年度 家庭的保育事業等指導監査実施計画

1. 基本方針

家庭的保育事業等を行う事業所に対して、児童福祉法の規定により、御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の適合状況を把握し、改善の必要がある場合に指導、助言を行うことにより、適正な事業の運営の確保を目的とする。

2. 指導監査の重点事項

(1) 職員配置基準の順守

- ・職員配置基準における職員の数及び資格等を満たしているか。

(2) 労働法規の遵守の徹底

- ・賃金や各種手当の支給、労働時間の管理、有給休暇の付与など労働基準法をはじめとする各労働法規は遵守されているか。

(3) 苦情への対応

- ・利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に対し、苦情を受け付けるための窓口を設置しているか。苦情解決体制が整備されているか。苦情の内容及び対応経過や結果を記録しているか。

(4) 食事の提供について

- ・食材の管理及び調理、並びに調理室及び調理設備等の衛生管理が適切な方法で実施され、実施状況が記録されているか。
- ・子どもに提供する全ての飲食物について、提供前の検食及び検査用保存食の保存、並びに検食の記録を適切に実施しているか。

3. 指導監査スケジュール

年	月	スケジュール
令和4年	10月	・書類提出（月末締切）
	11月	・指導監査
	12月	・結果通知
令和5年	2～3月	・結果公開（町ホームページ）